

第 71 号	関西圏大学非常勤講師組合	2022 年 12 月 11 日発行
URL: <a href="http://www.hijokin.org">http://www.hijokin.org</a> email: <a href="mailto:sodan@hijokin.org">sodan@hijokin.org</a> 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]		委員長: 新屋敷 健 email: <a href="mailto:take0shin@gmail.com">take0shin@gmail.com</a> 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7 丁目 1-39-102 大私教気付

1. 10. 27 阪大共同団交 p. 1	2. 阪大問題、豊中キャンパス前で街頭宣伝 p. 2
3. 神戸女子大学と団体交渉 p. 2～3	4. 甲南大学でまた、ハラスメント p. 2～3
5. 冬季カンパのお願い p. 4	

## 2022 年 10 月 27 日大阪大学共同団交(2)、 非常勤雇い止めと労基法違反・学校教育 法違反

2021 年 4 月 8 日付文科省通知「大学が請負契約等を締結した者を活用して授業を実施する場合の留意点について(周知)」、6 月 4 日厚生労働委員会での共産党宮本徹議員の阪大「準委任契約」非常勤講師問題に関する国会質問、10 月 21 日阪大教職員組合・阪大箕面地区教職員組合との共同団交(1)を経て、10 月 27 日に阪大共同団交(2)を行いました。要求項目は、2022 年度末での非常勤講師 10 年雇い止め撤回、5 年上限規定撤廃、希望する非常勤の 5 年無期転換、外国語学部等の非常勤講師公募計画撤回です。いずれも大学は拒否しました。

阪大は 2013 年からの非常勤講師 10 年雇い止めを明言する一方で、2022 年度末での非常勤講師雇い止め数の回答を今回も拒否しました。また 2022 年度から非常勤講師は原則労働契約になったにもかかわらず労基法第 107 条の「労働者名簿の調製」を大学が怠っている違反を指摘しましたが、「電子データがあるので問題ない」と労基法違反

を無視しました。

また、文科省通知によると「直接雇用した教員ではなく請負契約や準委任契約等の非常勤講師は「学長の指揮命令権の下で大学の校務に従事する者」である「大学の職員(教員を含む。)」には該当せず、「したがって、学校教育法上授業担当教員となることができると解される講師(非常勤も含む)として発令することはできない」のですが、大学が昨年度まで個人事業主扱いしていた非常勤講師は授業担当教員として成績評価もしてきました。「阪大『準委任契約』非常勤講師は学校教育法の『講師(非常勤を含む)』に含まれるのか」との組合側の質問に対し、「団交要求項目とどう関係があるのかわからない」と何度も繰り返した挙句「学校教育法上の要件と非常勤講師の労働者性は別」と詭弁を弄しました。

継続団交が 12 月 22 日(木)17 時からおこなわれます。組合へのご支援をよろしくお願ひします。  
(文責: 新屋敷)

# 阪大問題を大阪労連の協力を得て、阪大豊中キャンパス前で街頭宣伝！！

阪大の非常勤講師の大量雇止め問題について、学内の学生などに問題が起こっていることを周知するため11月4日～6日の阪大まちかね祭の期間に大阪労連と豊能地区協議会の支援を得て宣伝活動を実施しました。今回の宣伝は、5月の宣伝とは異なりマイク、横断幕、多数のプラカードなどを使って目で見え、耳で聞こえることを重視して行いました。宣伝には3日間で、のべ54名が参加し、配布ビラ総数は約600枚と予定していた枚数を大きく上回りました。

宣伝では、阪大の大量雇止めは労働契約法18条の無期雇用への転換逃れであり、こ

のような酷いことをしているのは大阪大学だけで東京大学や京都大学などでは5年での無期転換を認めていること、この5年、10年での雇止めが今年限りでなく、毎年続くこと、これによって経験を積んだ非常勤講師が次々とクビになり、その結果、阪大の教育の質低下につながることを訴えました。宣伝活動は、12月8日の夕方、阪急石橋阪大前駅前で再度おこない17名が参加しました。なお、大阪労連とは毎月、阪大問題対策会議を開催しており、今後の活動方針、協力体制などについて検討しています。(文責・江尻)



## 神戸女子大学の中途解雇問題で団体交渉

神戸女子大学のAさんは、秋学期になって対面授業をオンライン授業で実施するよう大学に要求したところ、突然、大学がAさんの担当を外し別の専任教員に変更した件と次年度の雇止め問題について10月20

日に神戸女子大学と団体交渉を行いました。組合はAさんが後期授業を外され賃金も支払われていない状況について、一般のパートであれば、シフトゼロ状態にあり、実質的に中途解雇ではないか、これは労基法20

条の解雇は 30 日以内に本人に通告するという条項に反していると追及しました。これに対して大学側は、解雇はしていない、現在でも対面授業を引き受けるのであれば、就労可能である、現状は A さんが後期の対面授業での就労を拒否している状態であると説明しました。

組合は、前期は遠隔授業であった授業を後期なぜできないのかと追及したところ、大学は遠隔授業にできない理由について、2021 年度はコロナ感染で取得単位数について「特例」があったが、2022 年度から「特例」が無くなったので、遠隔授業の割合が削減され、遠隔授業を一定部分しか割り当てることができなくなったためと説明しました。A さんの場合、前期は遠隔授業が可能だったが後期は A さんに遠隔授業を割り当てることができなくなった、そのため対面授業になったと説明しました。組合からもうすでに後期授業がすすんでおり、専任教員が授業を代行しており、これを途中で引き継ぐのは難しいので不開講手当 3 か月

分を支払うことで解決したらどうかと提案しました。

また、次年度雇止めを言われている問題について、大学側は、受験性が減少、学生も減っていて大学財政が苦しいので、経費節減のため、科目を合併したりして全体の総コマ数を減らすなど検討している、そのひとつが現在、非常勤講師が担当しているコマを専任教員に担当させるなどしている。また、A さんが現在担当している科目は専任が担当可能な科目だったので次年度から専任に担当してもらうことになったと説明しました。次年度このような形で非常勤講師が雇止めを予定されている非常勤講師は 6 名いると回答しました。組合から現在 5 コマ担当しているコマを専任が担当するというでゼロにするのはおかしい、1 コマでもよいので残すよう要求しました。大学は検討すると回答しました。大学から 11 月末に回答があり不開講手当、次年度 1 コマでも担当させることについてゼロ回答でした。(文責・江尻)

## 甲南大学で再びパワハラ発言！！

甲南大学で再びパワハラ発言がありました。秋学期の語学の担当者会議が 9 月末にあり、B さんは子どもが病気にかかった心労もあって体調不良となり欠席すると事務室に伝えたところ、専任教員から本人に「今まで会議に欠席してそのまま済まされた先生はいない。」と直接メールがありました。B さんは事情を説明するため専任教員に電話すると「泥を塗るのか、あんたさぼるな」と言われました。B さんは専任教員から 2 日後に開かれる予定の担当者会議に出席するよう言われましたが、その日は B さんの子どもの大学病院での手術日に当たっているため欠席させてほしいと言うと

「子どもは何の病気か」「若いのにそんな病気にかかるのか。」と子どもの病気についてウソをついているかのように言われました。さらに、専任教員からその日は後期の最初の授業があるがどうするのかと聞かれたので、「いつもは Zoom でやるが当日は子どもの手術があるのでオンディマンドでやると学生に伝えている。」と言うと「いつもこんな風に授業をさぼっているのか、あなたの授業について学生たちに調査する。」と言われました。さらに「次回の担当者会議に欠席するのであれば、僕なりに今後の措置をとる。」と次年度の減コマや雇止めをするかのように言われました。B さんは甲南大

学のハラスメント委員会にハラスメントの申し立てをおこなっています。この専任教員は2002年から現在まで数回に渡って非常

勤講師にパワハラ発言を繰り返しており、大学は厳格な処分をしていません。甲南大学の責任は重大です。(文責・江尻)

### 冬季カンパのお願い！！

関西圏大学非常勤講師組合委員長 新屋敷 健

大阪大学の2023年3月末の非常勤講師の大量雇止め問題も大詰めを迎えています。大阪労連、関西私大教連などさまざまな組合からご支援をいただいておりますが、団体交渉、宣伝活動などを一層強化していく必要があります、そのための闘争資金がかかります。さらに最近の物価高で機関紙発行の際の紙代も50%近く上昇し発行が大変になっています。今後の組合活動を支援するためのカンパをよろしくお願いします。

(振替口座は00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」)

## 非常勤講師の劣悪な労働条件改善のために 今すぐ非常勤組合にご加入を！

あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか？大学の授業の約4割を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけでなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、専任教員などのハラスメントなどで具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付:sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/> のメールアドレスから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031 江尻自宅)で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に <input type="checkbox"/> 組合員として加入します <input type="checkbox"/> 賛助会員として加入します		
氏名		氏名のフリガナ
住所 (      -      )		
Tel	Fax	Email
専門分野		担当科目
非常勤出講先 (専任教員の方は専任校も)		

組合費：10000円/年 (年収150万円未満の方は4000円/年)

賛助会費：1口1000円/年 (3口以上の協力をお願いします)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話：06-6763-3201(江尻) 月、水(随時) 午後      メール：[sodan@hijokin.org](mailto:sodan@hijokin.org)